

日本美術教育学会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本美術教育学会と称する。
第2条 本会は本部を同志社大学文学部に置く。
第3条 本会は事務局の連絡先を会長が指定し委員会で承認された場所に置く。
第4条 本会は委員会の承認を経て支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本会は美術教育の根本理念を探究し、その実践の方策を討究することを目的とする。
第6条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1) 学術研究大会及び各種研究会の開催
2) 学会誌・会報等の発行
3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第7条 本会は次の会員によって構成する。
1) 正会員 本会の目的に賛同するもの。
2) 特別会員 本会の目的に賛同し、正会員の推薦を受けた法人、又はそれに準ずるもの。

第4章 役 員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
会長 1名
専門委員 若干名
委員（代表委員1名・事務局長1名）若干名
監事 2名
幹事 若干名
第9条 会長及び代表委員は委員会の推薦により選出する。
会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。代表委員は委員会を代表する。また、会長が不在の場合は代表委員が本会の業務を統括し、本会を代表する。
第10条 委員・幹事・専門委員及び監事は会員より選出する。
1) 委員及び監事は会員より選出し、会長がこれを委嘱する。選出方法は別に定める。
2) 事務局長は委員互選により選出し、会長が委嘱する。
3) 幹事は委員会がこれを推薦し、会長が委嘱する。
4) 専門委員は事項に関して会長が委嘱する。
第11条 委員は本会運営の方策を協議し、運営の執行にあたる。
事務局長は事務局会を統括し事務執行にあたる。
監事は会計監査を行う。
第12条 役員の内任期は3年とする。ただし再選は妨げない。補充による役員の内任期は前任者の残任期間とする。
第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は委員会が推薦し会長がこれを委嘱する。顧問は会長の諮問に依ずる。

第5章 総 会

- 第14条 総会は年1回会長がこれを招集する。ただし別に委員会が必要と認めた場合、又は会員総数の3分の2以上の要求のあるときこれを開くことができる。
第15条 次の事項は総会に提出してその承認を受けなければならない。
1) 事業計画及び収支予算についての事項
2) 事業報告及び収支決算についての事項
3) 会則の変更及び解散についての事項
4) その他委員会において必要と認めた事項
第16条 総会の議事は出席会員の過半数を以て決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6章 会 計

- 第17条 本会の経費は会費及びその他の収入を以てこれに当てる。
第18条 会計年度は4月1日より始まり翌年の3月31日を以て終わる。

付 則

- (1) この会則は昭和54年11月22日より実施する。

- (2) 昭和 61 年 8 月 9 日 一部改正
- (3) 平成 2 年 8 月 10 日 一部改正
- (4) 平成 9 年 8 月 10 日 一部改正、平成 9 年 4 月 1 日より適用
- (5) 平成 13 年 8 月 12 日 一部改正、平成 13 年 4 月 1 日より適用
- (6) 平成 15 年 8 月 3 日 一部改正、平成 15 年 4 月 1 日より適用
- (7) 平成 19 年 4 月 1 日 一部改正
- (8) 平成 21 年 9 月 18 日 一部改正、平成 21 年 4 月 1 日より適用

<会員の入退会に関する細則>

本細則は日本美術教育学会会則第 7 条における会員の入退会について規定する。

(入会) 正会員としての入会は本会員 1 名の推薦と入会用紙の提出および会費の納入を以て完了とする。

(退会) 退会用紙の提出を以て完了する。また、会費の未納入及び転居先不明が 2 年以上の場合、自動的に退会扱いとする。

付 則

本細則は平成 15 年 8 月 3 日より施行する。

<会費に関する細則>

本細則は日本美術教育学会会則第 17 条における会費の納入について規定する。

第 2 条 会員会費は以下の通りとする。

正会員年額 6,000 円

特別会員年額 一口 20,000 円

第 3 条 会員会費は原則として所定の郵便振込用紙により、毎年度 3 月 31 日までに納入するものとする。

付 則

本細則は平成 15 年 8 月 3 日より施行する。

<事務局に関する細則>

第 1 条 (目的) 本細則は、事務局会の任務・構成について規定する。

第 2 条 (任務) 事務局会は、次の任務を遂行するものとする。

- (1) 会員名簿の管理
- (2) 学会誌、会報の編集発行
- (3) 会費管理
- (4) 各種事業の実務全般

第 3 条 (構成) 事務局会は次によって構成されるものとする。

- ・会長 1 名
- ・代表委員 1 名
- ・事務局長 1 名
- ・会長より委嘱された委員 若干名
- ・幹事 若干名

第 4 条 (部会) 事務局会には次の部を置き、委員および幹事から互選により部長を置く。なお、庶務部長は事務局長が兼務する。

- ・庶務部
学会の庶務全般
- ・編集部
学会誌及び会報の編集発行
- ・会計部
学会の会計全般

付 則

本細則は平成 15 年 8 月 3 日より施行する。